御堂関白記における音の通用について

安 田 博 重

はじめに

これまで、藤原道長自筆の御堂関白記には誤字脱字が多く、そしてその修正跡もまた多い、というふうに言われて

み当てはまるものでもない。現代の我々の表記活動を観察してみると、同じような点は多く見つかるのである。 た。しかしながら、それらは決して道長個人の性格や表記の能力の実態を表すものではないし、また御堂関白記にの 調べてみると確かにそのような印象を受けた。また、塗抹による抹消や、重ね書きによる訂正等は特に印象に残りや すいと考えられ、誤りや修正跡が多い、というふうに言われてしまうのも致し方無いことなのかもしれないとも感じ 御堂関白記の自筆本において、現代日本社会における規範的表記『とは異なる変則的表記が目につきやすいことは』

推敲を重ね、修正を加えてゆく。そのような作業は誰もが行うことであろうと想像される。況や道長の場合は漢文 筋の通った文章を作ることができる人が果たしてどれほどいるであろうか。極めて短い文章ならばともかく、 次から次へと「ことば」化し、記していく。その際に、語順や文字などを全く間違えることなく、脇道にも逸れずに 例えば文章を書こうとする時、特に、その草稿段階においては、書こうとする内容を頭に思い描きながら、

御堂関白記における音の通用について

所謂変体漢文と呼ばれるものである)で記しており、誤謬とその訂正を繰り返したであろうことは

容易に想像がつく。

ものである。その略記されたり記号化されたりした「ことば」は、文章を書くための、所謂一般的な表記というもの 記を記していることである。これは我々が手帳にスケジュールを書き込むのに似ている。 からすれば、当然特殊な表記ということになるであろう。 ていたとしても、何度も繰り返し使用される言葉などは、ある時点から往々にして略記されたり記号化されたりする また、 変則的表記のうち、特に略記を生みだす要因の一つとして考えられるのは、具注暦の限られたスペースに日 初めは丁寧に一つずつ書い

る大きな特徴があるとすれば、誤字脱字や修正跡も生々しい草稿のままの自筆本が遺され、伝えられてきたという点 とばの表記の方法」という面においては、それほど大差無いものと考えられる。もし、御堂関白記が他の日記と異な このように考えてみると、御堂関白記も他の男性貴族の日記も、ひいては現代の我々のノートやメモですらも「こ

則的表記をどう解釈するのか、という問題を避けて通ることはできない。また、変則的表記と呼ばれるもの自体も. にあろう。それはおそらく、書き手が藤原道長という人物であることとは無縁ではなかろう。 い。本稿では、 ているから変則的表記である、として全てを等し並みに扱ってしまうと、本質を見誤ってしまうことになりかねな なものでもなく、許容範囲のうちの一つであったのではないか、と考えることもできる。現代の規範的表記と異なっ 約千年前に書かれたものを、現代の我々が、現代日本社会における規範的表記の意識に照らしあわせた結果、 とはいうものの、御堂関白記を資料として取り上げ、文字・表記の視点から論じていくとなると、そこに現れる変 と判断しているだけであり、もしかすると平安時代中期の貴族社会の認識では、 御堂関白記自筆本における変則的表記と考えられるもののうち、音の通用®による表記についての用 変則的なものでも特殊 変則的

例を掲載し考察する。ただし、 紙幅の都合により、 特徴的な用例のみをとりあげ、 少数例のものは、これを除いた。

一 先行研究

四)と多くない。この中で、字音の通用の各事象を詳細検討しているものが佐藤稔(一九八〇)である。 六二)を嚆矢として、小山登久(| 九七二)、佐藤稔(| 九八〇)、峰岸明(| 九九六)、同(二〇〇三)、高橋久子(二〇〇 御堂関白記についての論文は多数見られるが、しかし、文字・表記に限ってみるならば、管見では高松政雄 二九

ず、 誤記誤用に近い用例であるのか、という判断を下すことができない®。 道長の通用の傾向を見出そうとするものであり、その論旨には首肯するべき点が多い。しかしながら、各用例の用例 くするかどうか、字形の類似が認められるかどうか、という漢字の「形」の点から分類し、それぞれの用例を挙げ、 佐藤(一九八○)は、御堂関白記における漢字の変則的用法の、中でも字音の通用に関して、まず、諧声符を同じ (変則的表記で表記されたものだけでなく、規範的表記に従って正しく書かれたものも含めての用例数) 意識的な変則的表記をとった用例であるのか、それとも無意識に表記してしまった、誤記誤用、 が一切示されておら もしくは極めて

るにとどまった和訓による通用にも触れることで、道長が実際にどのように文字を通用させたのかを明らかにした よって本稿では、字音の通用についての用例数を全て表示することで佐藤の論を補強し、 また佐藤が表面的に触れ

61

用 例

御堂関白記自筆本内に見られる字音・和訓を含めた音による通用と思われるものは全てあわせると58例ほどになる

が、その中でも特徴的な用例を以下、見ていくこととする。

であり、直後の亀甲括弧内に「正書」にあたる文字を書き入れた。数字は用例数。丸括弧内は変則的表記が認められ たものであり、「正書」、変則的表記の順に用例数を示した。なお、「正書」の用例は挙げていない。 った表記」(以下、佐藤(一九八〇)の用語に従い、これを「正書」と呼ぶこととする⑤)とは異なる表記となっている箇所 なお、該当箇所には右に●印を付した。右に▲印のあるものは通用等により「本来書かれるべき、規範的表記に則

1「太」字を「大」字で通用

◆太上天皇1(太上天皇0·大上天皇1)

1. 長保元年八月十九日 依大上天皇御幸例

▼太后5(太后3・大后2)

2. 寛仁二年正月三日 此間大后参上給 ……同様に他1例

▼皇太后

·皇太后1(皇太后0·皇大后1)

·皇太后宮48(皇太后宮40·皇大后宮7·太后宮1)

3 寛仁二年正月七日 皇太后宫大夫16(皇太后宫大夫11,皇大后宫大夫4,皇太后大夫1) 皇大后為大〔太〕皇太后有文(皇太后〕

- 4 寛弘四年十二月二日 皇大后宮大夫(皇太后宮大夫)……同様に他3例皇大后宮明理(皇太后宮)……同様に他6例
- ·太皇太后2(太皇太后0·大皇太后2)

5

寛弘六年十二月廿六日

- 太皇太后宮9(太皇太后宮3・大皇太后宮2・太皇大后宮2・大皇大后宮1・皇太后宮1)
- 太皇太后宮大夫5 (太皇太后宮大夫2・大皇太后宮大夫1・太皇大后宮大夫1・大皇大后大夫1)
- 寬仁二年正月七日 皇大〔太〕后為大皇太后有文(太皇太后)……同様に他1例
- 寛仁二年五月廿五日 従大皇太后宮褂廿重給(太皇太后宮)……同様に他1例

太皇大后宮御御手水間(太皇太后宮)……同様に他

長保二年正月十九日 大皇大后宮御法事(太皇太后宮)

寛仁二年四月八日

- 寛仁二年三月廿五日 大皇太后宮大夫(太皇太后宮大夫)
- 長保元年十月十九日 此間太皇大后宮大夫来(太皇太后宮大夫)
- ◆太政大臣

長保元年十一月七日

大皇大后(宮)大夫(太皇太后宮大夫)

- ·太政大臣1(太政大臣0·大政大臣1)
- ·一条後太政大臣1(一条後太政大臣0·一条後大政大臣1)
- 小野太政大臣1(小野太政大臣0·小野大政大臣1)
- 長和元年正月廿七日 長和元年正月廿七日 彼大政大臣任右大臣事(太政大臣 一條後大(政)(※「政」字虫損)大臣為右大臣時(一条後太政大臣
- 長和元年五月一日 前年小野大政大臣夢相同之(小野太政大臣
- 寛弘六年十二月一日 論語大伯篇

御堂関白記における音の通用について

◆泰伯篇1(泰(太)伯篇0·大伯篇1)

それぞれ、「太上天皇(ダイジヤウテンワウ)」(「ダジヤウテンワウ」)、「大后・太后(おほきさき)」・「太后(タイコウ)」、「皇

太后(クワウタイゴウ)」(「クワウダイコウ」)、「太皇太后(タイクワウタイゴウ)」、「太政大臣(ダイジヤウダイジン)」、「泰 - 伯篇⑹(タイハクヘン)」と読むもの⑺と考えられる。ただし、和訓で読む可能性も否定することはできない。

が少ないので不明確な部分は多いけれども、表記に揺れが多く、不安定であると言えよう。「太上天皇」、「太政大臣」はすべて 「皇太后」という語に関して、用例を見る限り比較的「正書」で書かれることが多い。その一方「太皇太后」になると、用

「大」字で表記されている。

られるが、「タイ」という字音により通用している。 「泰伯」は「太伯」とも書くようであり、ここでの「大」字は、「泰」字との通用とも考えられるし、「太」字との通用とも考え

2「大」字を「太」字で通用

◆大殿1 (大殿0・太戸1)

17. 長保元年七月廿九日 依故一條太戸〔殿〕御忌日女方渡仁和寺

◆大内8(大内12・太内13・太内の上から抹消1・太内の繰返記号〔太内 < ^ 〕・1)

従太内参院 ·····同様に他169例

◆大内裏1 (大内裏0・太内裏1)

18. 長保二年正月四日

19. 長和元年四月廿三日 参太内裏

※「大」「内」含むその他の語

・大内記1

▼大僧正

·大僧正3(大僧正2·太僧正1)

20. 長和元年五月七日 前大僧正5 太僧正目代威儀師覺譽法師解

※「大」「僧」含むその他の語

大僧都2(大僧都8・大僧3・大都僧1)

権大僧都2

道長は「おほうち」という語を「太内」と書くものだと認識していたのではないかと思われるほどで、「大内」の用例は寧ろ、点 ここで注目すべきはやはり「大内」を「太内」と表記した例の多さであろう。抹消、繰返記号のものも含めて「太内」は邝例、

の打ち忘れのようにも思えてくるほどである。

ると考えてよいであろう。 「大内裏」と前述の「おほうち(大内)」とは類義語であるが、その「大内」を「太内」と多数表記していることも深く関係してい 「大内裏」の語は「タイダイリ」とも読むそうであるから、それならば「太内裏」と書くことがあっても不思議ではない。

筆の勢いで誤って「大」字に点を付加してしまったと考えられる。 「大僧正」を「太僧正」とした例はこの一例のみであり、他の「大僧正」や「大僧都」などは全て「大」字であるので、これは

3「内」字を「大」・「太」字で通用

◆内裏12(内裏3・大裏2・太裏7)

- 21.寛弘七年二月廿九日 大裏并所ヾ(内裏)……同様に他1例
- 2.寛弘五年八月六日 参太裏(内裏)……同様に他6例

ることがない。 「内」字を「大」字、「太」字で通用させている語は「内裏(ダイリ)」のみであり、他の「内」を含む語で「内」字は通用させ

4「絹」字を「見」字で通用

◆疋絹30 (疋絹3·疋見27)

23. 長保元年八月廿日 官人疋見……同様に他26例

※「絹」字を含むその他の語

・絹51・平絹1・生絹4(生絹2・生2)・絹蓋1・絹布1・長絹

·疋絹(ヒケン)」を「疋見」と通用させた例が際立っているが、それ以外は全て「絹」字である。「疋絹」という言葉に限って

御堂関白記における音の通用について

はよく使用されるため、より画数の少ない「見」字を用いて表記した、と考えてよいであろう。

5 「捧」字を「俸」字で通用

・捧物4(捧物2・俸物1・捧1)

24. 長保元年七月廿九日 ·御捧物1 (御捧物 O · 御俸物1)

長和元年五月十七日 御俸物金百両丁子両各入瑠璃壷(御捧物)殿上人多来俸物有所〻(捧物)……同様に他10例

の通用であるのか、はっきりしたことは言えない。 「捧」字を「俸」字で通用させた例が多いが、「捧」字できちんと表記されたものもそれなりに存在するので、どのような意図で

6「仗」字を「丈」字で通用

▼仗座22(仗座3・丈座18)

26. 長保元年九月十四日 ◆左仗・右仗 著左丈座定季御讀経事

······同様に他17例

・左仗9(左仗3・左丈5)

27. 寛弘元年四月十四日 参内著左丈(左仗)……同様に他4例

る。 「仗」字、「杖」字を「丈」字で通用させたものは省画とも考えられる。その中でも「仗座」を「丈座」とした例が多く見られ

「陪」字を「倍」・「賠」字で通用

▶陪従11(陪従6・倍従5)

28 寛弘元年二月五日 次倍従諸大夫若小男共等布衣渡庭 ……同様に他4例

陪膳 11 (陪膳9・倍膳1・胎膳1)

御陪膳1

寛仁二年正月五日

寛仁二年四月廿八日 乳母藤 子賠膳 (陪膳) ※空白ママ倍膳采女進御盞采女受之置御臺盤候

30

の時には、「膳」字の月偏に牽引されたと考えられる「腤膳」が半数近く登場しても不思議ではないはずであるが、実際は1例で [陪従] が 「正書」 だが、「倍従」 もほぼ同数登場する。 一方 「陪膳」 の場合は圧倒的に 「陪」 字である。 「陪従」 の場合は、 一字の彳偏に牽引されて、形が近い亻偏の「倍」字が表記されやすかったのではないだろうか。ただし、それならば

8「供」字を「共」字で通用

◆供49 (供46・共3)

ある。これはおそらく、「

脂」字が常用されることのない漢字だからであろう。

寛弘六年十一月廿五日 酉時共御湯 ·同様に他2例

◆供奉17 (供奉8・共奉9)

32. 寛弘元年六月十一日 **共奉幸行〔行幸〕** ……同様に他8例

・供養26(供養22・共養2・供巻1・供奏1

供養法1

塔供養1

寛弘二年五月四日 共養仁王経千部 ……同様に他1例

語においてのみ「共」字で通用させる傾向がある、 省画とも考えられる例である。「供奉」の例に少し多く「共奉」の形が見られるほかは、「正書」が殆どであり、「供奉」という という程度である。

9「義」字を「儀」・「議」字で通用

·論義7(論義2·論儀3(中、 **儀論1)・論議2)**

御論義3 (御論義2・御論議1)

◆証義3 (証義1·証議2)

寛弘元年五月一日 寛弘元年正月十四日 寛弘元年正月十四日 御論議禄等如常(御論義) ……同様に他1例依例以請僧可然令論議(論義) ……同様に他1例 **●** ● 個講師論儀了立座(論義)……同様に他1例

36 35 34

37 長和元年正月十四日

10「儀」字を「義」字で通用

寛弘元年五月十九日

證議二者二人加四位

……同様に他1例

39. 寛弘六年七月廿七日 ◆儀19 (儀18·義1) 其義如常

◆儀式2(儀式1·義式1)

40. 寛弘二年五月廿四日 南京住〔注〕記妙玄山住

〔注〕記懐命義式各相分

41.寛弘六年十二月四日 御前物盛〔威〕義物也◆威儀師6(威儀師3・威儀2・盛義1)

11 「議」字を「儀」字で通用

(「叙位議」に関する)議9(議2・儀7)

寛弘二年正月四日 非可参叙位儀由令奏聞 ……同様に他6例

◆議所5 (議所3·儀所2)

- 寛弘八年正月五日 **像所儲依無其所儲宜陽殿**
- ◆議定1(議定0・儀定1)

43

4. 寛弘元年六月十七日 儀定後所≅別當定

参議8

◆参議

非参議1(非参議0・非参儀1

45 寛弘六年十二月廿九日 非参儀大弁説孝著横座申、文

外れるのであれば、「証議」という表記も同様に考えられる可能性はある。そうすると「義」字を「儀」字で通用させたものが 外して考えてもよいのかもしれない。また、「証義」も「論義」と関係の深い語であるので、「論議」という表記が変則的表記から 義」、「儀」、「議」三字のそれぞれの通用である。「論義」は「論議」とも表記する⑻ようで、そうであるならば変則的表記から

通用として考えられる例となる。これは増画とも考えられる⑪であろう。 また一方の「儀」字であるが、「義」字としか通用しない。これは省画とも考えられる。また通用するとはいうものの、そもそ

も「正書」で書かれることの方が圧倒的に多い。 字は「儀」字とのみ通用し、「義」字との通用例は見当たらない。

というのは、行事の形骸化を臭わせるようでいて、興味深い。 のではないかと思わせられるような通用の仕方となっている。そう考えると前述の「論義」にしても「論儀」とする例が存在する また「儀」字になるものも、「叙位議」に関する語のみが「儀」字で通用されば、「叙位議」が「儀式化」、つまり形骸化していた

12 「脚」字を「却」字で通用

- ◆○脚 (○は数字)
- · 一脚2 (一脚0·一却2
- · 二脚5 (二脚O・二却5
- : 三脚1 (三脚〇・三却1

寛仁二年正月三日 六脚1(六脚0・六却1 八足白木机三却〔脚〕一却三尺二却〔脚〕二尺五寸(一脚)……同様に他6例

「あし」の意味で「脚」字を書くこととなった場合に、道長は通用させたであろうか、興味深いところである。 「脚」字は全て例外なく「却」字で通用させている。全て単位の「脚」であり、「あし」の意味での「脚」 字の使用例は無

13 「浄」字を「静」字で通用

▼不浄4 (不浄0・不静4) 寛弘元年六月十八日 不静依有恐召晴明光榮等令占 ……同様に他3例

かでない」という意味で「不静」と表記しているのであろうか。 「不浄」という言葉の場合のみ「静」字と例外なく通用させている。「不浄」という概念よりも、その「不浄」により「心が穏や

14 「授」字を「受」字で通用

▼授24 (授10·受14)

◆勅授1(勅授0·勅受1) 寛弘元年二月七日 春宮大夫少童見物来少将用野釼受: ·同様に他13例

49. 寛弘八年六月十三日 **勅受余加随身等宣旨下**

▼教授1 (教授 O·教受1)

長和元年五月廿三日 教受二人三綱修理別當各三疋

を見ても判断できない場合も時に存在し、解釈次第で「授」字とも「受」字ともなりうる場合がある。授受の問題に関しては今後 授受の別は文全体を見なければ意味がわからないので、文字だけを見て通用かどうかを判断するのは無理である。また、文全体

の課題として後日の機会に譲りたい。

15 [旧] 字を [久] 字で通用

- ◆旧年1 (旧年0·久年1)

51. 長保二年正月一日 ◆旧主3(旧主0·久主3) 是久年依申諸卿定也

寛弘八年六月十三日 但久主不御南殿又御表間久主無御出 ……同様に他

16「救」字を「久」字で通用

◆経救5(経救1・経久3・経久の繰返記号〔経久≧≧〕1)〈僧名

るのかどうか、疑問である。それよりも、「旧年」や僧侶の名である「経救」にも「久」字を通用させていることを考えると 存命中の天皇に使うことを避けたと考えられなくもないが、しかし「旧」字が、忌避せねばならないほどの悪い意味を持つ字であ 譲位するが、用例52.はその日の記事である。一条天皇を「久(旧)主」、三条天皇を「新帝」と道長は表記しており、「旧」字を 53. 寛弘元年三月廿九日 又不入経久依出憐因件入経久、、觀印尤美也 「旧」字と「救」字を「久」字で通用した例。「旧主」とは一条天皇のことを指す。寛弘八年六月十三日に一条天皇は三条天皇に ……同様に他1例

「久」字は「キウ」という音を代表する漢字として使用されたと考えられるのではなかろうか。

17「孝」字を「教」字で通用

- 御注孝経1
- ・孝経1(孝経0・教経1) 酉時右少弁廣業讀書教経朝夕同
- ◆説孝8(説孝7·説教1)〈人名

寛弘五年九月十一日

- 55. 寛弘五年十月四日 還著後大弁遅著説教間史博愛早出進文
- 孝養1(孝養0·教養1)

御堂関白記における音の通用について

子讓父依教養免給

56. 長和元年正月廿七日

で通用。「説孝」は人名で、和訓「ときたか」と読んだか。しかし有職読みのように字音で読んだ可能性も否定できない。 「孝」字を「教」字で通用している。「孝経」(カウキヤウ)の例は字音「カウ」で通用。「孝養」(ケウヤウ)の例は字音

18「簿」字を「薄」字で通用

▼名簿3(名簿 O・名薄3)

57. 寛弘元年正月六日 令奏中宮御給名薄……同様に他2例

藤(一九八〇)にはこの例は採録されていない。 一字と「薄」字は字音が異なるため、音の通用ではないと考えることも可能であるが、一応採録することとした。なお、佐

は日記中で「薄」・「簿」両字を、全て「薄」字で表記している。 薄」字を「簿」字で通用させた例は存在しなかった。「薄」字を含むその他の語は、「薄物」2例、「薄色」1例であった。道長

「惟」字を「宣」字で通用

◆惟規4(惟規3·宣規1)〈人名)

58. 寬弘元年正月十一日 女御尊子仰可作位記由少内記宣規

り」という音から「宣規」と表記した。しかしその後、道長はこの「宣」字が誤りであることを知ったか、誤りであると気づいた 読ませる名は惟規だけである。その惟規の名が道長によって、初めて日記に書かれたのが右の日の記事であり、道長は「のぶの ようで、これ以降「のぶのり」の名はすべて「正書」の「惟規」で表記している。 なることが多い。実際、日記中に現れる惟規以外の「惟」字を持つ人名は、全て「これ」という音であり、「惟」字を「のぶ」と この日の記事に書かれた人物は藤原惟規(のぶのり)という名であるが、名前に使用される「惟」字は普通「これ」という音に

に人名を漢字表記する必要がある場合、仮の措置としてはよく行うことであると考えられる。 右の例は人名の音に対して、それを代表する漢字(高い確率で使用される漢字)を充てたものである。これは現代の我々も、

20「宣」字を「信」字で通用

◆頼宣2(頼宣0・頼信2)〈人名)

9. 寛弘八年四月廿一日 使文章生頼信……同様に他1例

21「業」字を「成」字で通用

◆親業2 (親業0·親成2) 〈人名〉

60. 寛弘八年四月十三日 右近将監親成令奉仕 ……同様に他1

22「成」字を「重」字で通用

◆頼成2(頼成〇・頼重2)〈人名〉

61. 寛弘八年四月十五日 所者頼重・・・・・同様に他1例

22は「しげ」という音に対して、「重」字でもってそれぞれ通用させている。 見ていくと、20は「のぶ」という音に対して、最も代表的と言えるであろう「信」字、 20から22まで、19と同じく、ある音に対して、代表的と思われる字で通用させた例である。なお、全て人名である。以下、順に 21は「なり」という音に対して、「成」字、

23 「妻」字を「妾」字で通用

◆妻7 (妻0・妾7)

62.寛弘四年七月十四日 出居座在東妾云〻 ……同様に他3例

で表記している。因みに、日記中に出現する「つま」は全部で7例であり、その中、「配偶者」の意味で使用されたものが3例、 |建物の側面」の意味での使用が2例、「机の側面」の意味での使用が2例という結果であった。右の用例20.とその他同様の例3 「つま」という語には「配偶者」という意味と「建物やモノの側面」という意味があるが、道長は意味の区別なく全て「妾」字 「配偶者」の意味で使用された「つま」を除いた「つま」である。

24 「仮」字を「借」字で通用

- ◆仮10(仮9・借1)
- 63. 長和元年五月廿七日 借除皇太后宮御服給

◆仮屋2(仮屋0・借屋2)

寛弘四年八月十三日 借屋数屋立 ……同様に他1例

の意味があり、通用が起こりうる関係ではあるが、しかし、「正書」の例が多く、この通用はあくまでも例外的なものと考えられ 「仮に」という副詞であるが、それを「借」字で通用させている。「仮」字に「借りる」という意味があり、「借」字にも「仮に」

語大辞典』を調べてみると、「仮に作った家。まにあわせの家。借家罕。」とあり、また「借屋」の項目も存在し、「『かりや の許容範囲内の表記だったのではあるまいか。 屋)』に同じ⒀。」とある。峰岸の注に従い「仮」字を「借」字で通用した例としたが、もしかするとこれは通用ではなく、「正書」 一方で「仮屋」は「仮に」とは事情が異なっている。 用例数は2例と少ないものの、全て「借屋」で表記されている。『日

25 「襲」 字を「重」字で通用

・下襲8(下襲2・下重6

御下襲4 (御下襲0・御下重4)

65 寛弘六年十一月八日 寛仁二年正月三日 改表衣御下重(御下襲)……同様に他3例 祭使忠経許舞人下重送(下襲)……同様に他5例

「したがさね」を「下重」 24の例と同じく、通用ではなく、「正書」の許容範囲内の表記だったのではあるまいか。 と書いた例であるが、『日本国語大辞典』を見ると「したがさね」の項に「下襲」、「下重」 の両表記が

26「沈」字を「深」字で通用

·沈2 (沈0·深2)

沈香2 (沈香1・深香1)

寛弘二年五月廿四日

両相府献念数右府深内府紫檀

沈

……同様に他1例

68 寛弘元年正月十一日 以深香念数為志(沈香)

漢字の持つ意味において、「沈」と「深」が指し示す方向 「沈香(ヂムカウ)」を「深香(ジムカウ)」と表記した例 -両字ともに「下向きのベクトル」を持つ―

また字形では、「沈」字の異体字「沉」字に「木」字を加えると「深」のような字となる。もし、「沈む (香) 木」を合字にして

-が良く似ているとい

て危うい、妄想とも言える憶測である。 一字と表記するような一種の文字遊びが、平安中期に行われていたのだとしたら、非常に興味深いことであるが、しかし極め

表面上は四つ仮名の混淆例のようになってしまってはいるが、「沈」と「深」の、 それぞれの漢字の持つ意味が相互に影響を与

27 「臈」字を「労」字で通用

えた結果生じた表記であると考えられるのではなかろうか。

- ◆上臈3 (上臈1・上労2)
- 寛弘元年正月十四日 上勞不被召問 ……同様に他1例
- → 臈1 (一臈0・一労1)
- 長和元年正月廿七日 抜出近衛次将至年勞并所×一勞者如常

これ以上言及しない。字音の近さよりも、年功による「臈」と「年労」との意味の近さゆえに生じた表記と考える方が穏当であろ 臈は「ラフ」、「労」は「ラウ」であるが、p入声の区別は消滅していたのであろうか。判断するすべを持たないので、ここでは

御堂関白記における音の通用について

う。

28「簀」字を「責」・「籍」字で通用

・簀子7(簀子2・籏子1・責子2・箐子2)

簀子敷7(簀子敷2・責子敦1・箐子敷3・箐子敦1)

寛弘四年七月十四日

72 寛弘五年十月十六日 寛弘元年五月廿七日

* 「簣」字を含むその他の語

簀薦4(簀薦1・箐薦3)

行場子」の例は増画と言えるであろう。「すのこ」と読むものであるから、「責子」に関しては、音による通用ではなく、省画ではない。

29 「渡」字を「度」字で通用

◆渡95 (渡92·度5)

74. 寛弘四年十二月廿二日 各論月度……同様に他4例

◆渡殿16(渡殿1·度殿1·度1)

寛仁二年正月三日 即従南殿与東對度殿作打橋 東南度(殿)上達部殿上人儲座(渡殿)

寬仁二年三月七日

30 度 字を「渡」字で通用

◆度者8 (度者6・渡者2)

寛弘四年十二月二日 渡者給使右近中将公信 ……同様に他1例

31「絃」字を「笠」字で通用

◆管絃3(管絃1・管笠2)

寛仁二年閏四月六日 通夜有管笠事 ……同様に他1例

「管」字に引きずられて糸偏から竹冠になったもの。冠揃

32「掌」字を「常」字で通用

·掌侍3(掌侍0·常侍3

寛弘七年閏二月六日

前掌侍1 (前掌侍0・前常侍1)

寛弘二年五月二日 入量能宿所盗人籠前常侍(右)近家(前掌侍)

常侍綾卦〔褂〕袴

(掌侍) ……同様に他2例

伝って「常侍」と表記されるようになったのではなかろうか。また、そこには「常侍」するという意味も手伝っているようにも考 2例であるが、それらは全て「正書」で書かれている。「掌侍」は「ないしのじょう」や「シヤウジ」と読むが、「シヤウジ」は -尚侍」(ないしのかみ・シヤウジ・シヤウシ)と音が衝突する可能性があるため、「ないしのじょう」の「じょう」という音も手

「掌侍」という語は「正書」が全く出てこず、全て「常侍」と表記されている。他の「掌」字を含む語は「官掌」2例、「省掌

33 「桟」字を「散」・「狭」字で通用

◆桟敷6 (桟敷0・散敷2・狭敷1・狭食3)

寬弘八年四月十八日 御一条家散敷室 (桟敷) ……同様に他1例

長和元年四月廿四日 渡狭敷室(桟敷)

寛仁二年四月十九日 渡狭食〔敷〕見物 (桟敷) ……同様に他2例

34「敷」字を「食」字で通用

◆桟敷6(桟敷0・散敷2・狭敷1・狭食3)

「さじき」の「じき」を字音「ジキ」で通用させた例である。8: 寛仁二年四月十九日 渡狭食見物 ……同様に他2例

三まとめ

の通用と思われるもの、中でも特徴的なものを見たときに幾つかの興味深い点が見えてきた。 音の通用に関して特徴的なものに限り用例を挙げたが、全ての用例の詳細な検討は未だできていない。 しかし、

現代の我々も人名を表記する場合には、 ことがある。それは特に人名を表記する場合に顕著である。「音の代表漢字」と呼んでもよいかもしれない。これは るであろうと思われる。ただし、それは全ての人がある音に対して同じ字を想起するということではない。道長の場 合であれば、 道長は漢字使用の際に、字音・和訓の別を問わず、特定の音に対して強く結び付いている漢字を持っている 和訓「なり」に対して強く結び付いていたのが「成」字であり、和訓「しげ」に対しては「重」字だっ 同様にあてはまることであり、ある音に対して強く結び付いている漢字があ

する文字の影響である。 より状況により様々であるが、最も理解しやすいものの一例を挙げるならば、通用を起こしている文字の前後に登場 通用が起こる際には、 前後の文字の字形に牽引されて、本来書かれるべき字形ではなくなってしまったものがいく 通用を起こさせる要因となるものが存在していることが多い。何が要因になるかはその時に たのであろう。字音の場合だと、字音「キウ」に対しての「久」字が例として挙げられよう。

つか見られた。

また、文字の意味や語のイメージというものも通用に大きく関わっていることがわかった。 例えば 「沈」字を

深」と表記した例などがそうである

くるようで非常に興味深い さらに、心理的なものが要因となるものもあるように思われる。「不静」などは書かれた当時の心の動きが見えて

ことも分ってきた。おそらくは当時の貴族社会内で許容されている「通用の範囲」というものがあったと考えられ 通用の際に選ばれる漢字というものは、「形」、「音」、「義」が近似していれば何でも使える、というわけではない

その範囲外の漢字は、御堂関白記が極めて私的な性格を持つものであったとしても、殆ど選ばれることはないと考え

っと書き間違いを犯しているわけではない。誤りが多いのは確かに多いのかもしれないが、しかしそう判断する前 そして、道長は決して誤った表記ばかりしているわけではないということが、調査を進めるごとに理解されてき 何か要因があってそれに牽引された結果が誤記誤用のように「表面上」見えてしまうのである。道長は決してず

草稿といえるような状態であり、我々の手控えとしての手帳やノートと変わらない。そのことに対する配慮なしに表 関白記には誤字脱字が多く、そしてその修正跡もまた多い、という、極めて限定的な、 に、それ以外の大量の「正書」がある、ということをきちんと押さえておかなければ、冒頭にも述べたように、御堂 面的な事象だけで道長の文字遣いについて評価することは、やはり適切とは言えないであろう。 しまうことになるのである。御堂関白記自筆本は現存する多くの男性貴族の日記と異なり清書されていない。つまり 且つ、表面的な判断を下して

たため、これだけでは単なるデータ集にすぎない。今後は、これを基に各用例の詳細検討、 御堂関白記における音の通用に関して、できるだけ正確な用例の採録と、その用例数の調査を第 考察に入っていかなけれ

御堂関白記における音の通用について

ばならない。 して、核心に近づくような考察をすることができない。御堂関白記古写本の調査、そして、同時期の日記である小右 その際、 御堂関白記自筆本だけでは当然のことながら、道長の表記行為や、 表記に際しての思考等に関

を眺めてみるというような多面的な調査、考察をしていかなければならない。すべて今後の課題としたい。 権記の調査、さらに辞書類の調査などをひとつずつ精確に行いつつ、それら別の資料を通して、 再び御堂関白記

たとえば、高松政雄(一九六二)など。

本稿では、我々が正しいと思っているところの表記を「規範的表記」と呼び、そこから外れるものを「変則的表記」と呼

- (3) ここでいう「音」とは漢字の所謂字音のみを指すのではなく、字音・和訓を合わせた、漢字の「読み」の事を指す。
- (4) 勿論、用例数のみで変則的表記であるのか、または誤記誤用であるかどうかを判断するのは無理であるが、用例数の多少
- (9) (8) (7) (6) (5) 『日本国語大辞典』に「泰伯_ 佐藤(一九八〇)によると「本来書かれてある筈の文字」ということだが、規範的表記という言葉を加えることとした。 が、誤記誤用かどうかを判断する上での、ある程度の指標にはなりうると筆者は考える。 一の項無し。『国史大辞典』の「泰伯説」項参照 (八巻
 - 以下、読みの表記は全て『日本国語大辞典』による。道長がそう読んだかどうかまではわからない。

p.828

『国史大辞典』「論義」の項参照(十四巻

- 記したものも一応増画として良いと思われる。 増画は、増画の結果、譌字となる例が多いが、「列」字が「例」字と表記されるような例もあり、「義」字を「儀」字と表
- (10)「議所」の例も「叙位議」に関する文中に登場するものは 文脈により明確に分かれていた。 「儀所」であり、 「除目」に関するものは 「正書」 0) で
- 『日本国語大辞典』「仮屋」の項参照(三巻

(12) (11)

(13)

『日本国語大辞典』「借家・借屋」の項参照 (三巻 p.1128

『日本国語大辞典』「下襲・下重」の項参照

(六巻

p.753)

- 『日本国語大辞典 第二版』(小学館 二〇〇〇年~二〇〇二年)
- 『国史大辞典』(吉川弘文館 一九七九年~一九九七年)
- ・沖森卓也・三省堂編修所(編)『三省堂五十音引き漢和辞典』(三省堂 二〇〇八年)
- 峰岸明(編)『陽明文庫蔵本 陽明文庫(編)『記録文書篇 御堂関白記自筆本総索引(一・二)古典籍索引叢書 第一輯 御堂関白記 一・二』(思文閣出版 一九八三年) 第十四・第十五巻』

(汲古書院

一九九六

- 山中裕(編)『御堂関白記全注釈』(二〇〇三年~二〇一二年)
- 倉本一宏『藤原道長「御堂関白記」(上・中・下)』(講談社 二○○九年)
- ・高松政雄(一九六二)「御堂関白記の実態 ――主に表記の面から見た――」『国語国文 三十一・九』
- 小山登久(一九七二)「御堂関白記自筆本の用字について ――和語の記し方を中心に」

『ノートルダム清心女子大学国文学科紀要(5)』

- ・佐藤稔(一九八〇)「『御堂関白記』における変則的用字 -その実態を述べ字音資料としての吟味に及ぶ―
- 峰岸明(一九九六)「『御堂関白記』自筆本の漢字字体記述に関する一試論」『横浜国大国語研究 教育学部研究紀要 第三〇号』 十四
- 峰岸明(二○○三)「『御堂関白記』自筆本の漢字表記」『東京成徳国文 二十六』
- 高橋久子(二〇〇四)「平安時代の文献に見られる漢字の通用現象に就いて「其二」『東京学芸大学紀要 五十五 第2部門 人文科学

やすだ ひろしげ・関西学院大学大学院文学研究科博士課程後期課程